

しまもとオレンジカフェ登録事業実施要綱

(平成28年9月23日)

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、島本町内における認知症カフェの運営主体に対して側面的な支援を行うことにより、認知症カフェの普及の促進及びそれに伴う認知症高齢者等を介護する家族の負担の軽減を図り、もって認知症高齢者等の住み慣れた地域での安心した生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ」とは、認知症の者及びその家族、地域住民、福祉・介護・医療の専門職、民生委員児童委員等の誰もが自由に参加でき、気軽に相互交流及び相談等ができる地域に開かれた集いの場をいう。

2 この要綱において、「しまもとオレンジカフェ」(以下「カフェ」という。)とは、認知症カフェのうち、第5条各号に掲げる登録要件を満たすものとして登録を受けたものをいう。

(実施主体)

第3条 この要綱に基づく事業の実施主体は、島本町(以下「町」という。)とする。ただし、町は、実施に当たって、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 町は、カフェの運営主体(以下「運営主体」という。)に対し、広報紙、ホームページ等による広報及び町の認知症関連施策に関する情報提供を行うほか、運営主体からの求めに応じ、認知症地域支援推進員を参加させ、及び開催目的に合わせた専門職又は相談員の紹介又は派遣を行うものとする。

(登録要件)

第5条 カフェは、次に掲げる登録要件を満たすものとする。

- (1) 運営主体が、町内に活動拠点がある2人以上の者で構成する団体であること。
- (2) 運営主体が、島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (3) 開催場所は町内とし、定期的に行うこと。
- (4) 高齢者が集いやすいようバリアフリーへの配慮を行うこと。
- (5) 認知症の者及びその家族、地域住民、福祉・介護・医療の専門職、民生委員児童委員等の誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場所であること。
- (6) 認知症に関する相談及び情報収集のほか、参加者同士の相互交流及び情報交換ができる場所であること。
- (7) 開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーターなど、認知症に関する知識を有し、かつ、認知症の者に対応した経験を有する者を必ず1人以上スタッフとして常駐させること。
- (8) 飲食物を提供する場合は、法令等を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (9) 前号の提供に係る実費相当の金額を参加費として徴収すること。
- (10) 営利を目的とせず、かつ、宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (11) 参加者及びその家族のプライバシーを尊重し、参加者等の個人情報保護を遵

守ること。

- (12) 事故防止と安全な運営に努め、開催中における事故及び運営に関する苦情等の責任は、運営主体が負うこと。

(登録の申請)

第6条 カフェの登録を希望する団体（次条において「申請者」という。）は、しまもとオレンジカフェ登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(登録の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、必要な審査を行い、カフェとして登録したときは、しまもとオレンジカフェ登録決定通知書（様式第2号）により、カフェとして登録することが不相当であると認めるときは、しまもとオレンジカフェ登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 運営主体は、カフェの開催場所、開催日時その他登録内容に変更があったときは、しまもとオレンジカフェ変更届出書（様式第4号）を速やかに町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 運営主体は、カフェの登録の取消しを希望するときは、しまもとオレンジカフェ取消届出書（様式第5号）を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出がない場合であっても、第5条各号に掲げる登録要件に適合しないことが明らかであると認めるときには、職権により登録を取り消すことができる。
- 3 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、しまもとオレンジカフェ登録取消通知書（様式第6号）により運営主体に通知するものとする。

(実施報告)

第10条 運営主体は、カフェの実施結果について、毎年度終了後30日以内に、しまもとオレンジカフェ実施結果報告書（様式第7号。この条において「実施結果報告書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、前条第1項又は第2項の規定による登録の取消しがあった場合は、その時点で実施結果報告書を町長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 測

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 測

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。